

熊本市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、熊本市ホームページのアクセシビリティやユーザビリティの保持を目的とし、熊本市ホームページ広告掲載取扱要領第2条第1項第2号に規定する基準を定めるもの。

(広告物の形式)

2 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式、容量)

3 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

(1) サイズ縦60ピクセル×横160ピクセル

(2) 画像形式GIF（アニメーションGIF不可）、JPEG、PNG

(3) 容量6KB以内

(禁止表現)

4 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

(1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」

(2) アラートマーク。

(3) ラジオボタン。

(4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）。

(5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）。

(市の掲載情報との区別)

5 閲覧者が市に関する情報であるかのように混同するおそれがある次のような表現を含む広告物は掲載しない。

(1) 熊本市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。

(2) 「市民協働」「くまもと介護」「生涯学習」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が熊本市の事業と誤解しやすいもの。

(色調及び解像度)

6 広告物の色調及び解像度については、次の基準によるものとする。

(1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を用いる場合には、文字が読みやすくなるように配慮しなければならない。

(2) 金銀色、蛍光色は使用不可とし、原色を使用する場合は、目立つことを重視するあまり極端な色使いにならないこととする。

(3) 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(聴覚的方法の併用)

7 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げる際

の代替情報を付加するものとする。